

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 3 月29日
【会社名】	株式会社シマノ
【英訳名】	SHIMANO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島 野 泰 三
【本店の所在の場所】	堺市堺区老松町 3 丁77番地
【電話番号】	0 7 2 - 2 2 3 - 3 2 5 4
【事務連絡者氏名】	執行役員 ESG推進部・コーポレートガバナンス統括部・ 経理部管掌 金 井 琢 磨
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区老松町 3 丁77番地
【電話番号】	0 7 2 - 2 2 3 - 3 2 5 4
【事務連絡者氏名】	執行役員 ESG推進部・コーポレートガバナンス統括部・ 経理部管掌 金 井 琢 磨
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2024年3月28日

(2) 当該事象の内容

当社は、2024年3月28日付で、連結子会社であるShimano(Singapore)Pte. Ltd. から配当金として110,458千シンガポールドル(12,412百万円)を受領いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該配当金の受領に伴い、2024年12月期の単体決算において、上記受取配当金を営業外収益に計上いたします。
なお、連結子会社からの配当であるため、2024年12月期の連結業績に与える影響はありません。